

# 岐阜県公報

第二千九百六十四号  
平成三十年七月十七日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則

(障害福祉課) 四六一

### 告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(砂防課) 四七四

### 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 四七五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四七六

保安林の指定施業要件が変更された旨の通知の要旨等

(治山課) 四七六

公共測量の実施

(用地課) 四七七

## 規則

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則をここに公布する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則

### (総則)

第一条 この規則は、岐阜県福祉友愛アリーナ条例(平成三十年岐阜県条例第四十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可(以下「特別設備許可」という。)(を受けようとする者は、利用申込書(別記第一号様式)二通を知事(条例第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。))。以下この条から第四条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、使用を開始しようとする日(引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下この項において同じ。)(の属する月の前月(第六条に規定する者が利用する場合にあっては、三月前月の)の初日から提出することができる。ただし、岐阜県福祉友愛アリーナ(以下「アリーナ」という。)(を国際的、全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、使用を開始しようとする日の一年前から利用申込書の提出をするこ

とができる。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書(別記第二号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印(別記第三号様式)を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の利用承認通知書(同項ただし書の規定により利用承認通知書に代えるもの)とされるものを含む。)は、アリーナを利用する際提示しなければならない。

3 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認(取消・停止)通知書(別記第四号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書(別記第五号様式)二通を知事に提出しなければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があった場合について準用する。

(利用料金の承認)

第五条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書(別記第六号様式)を提出しなければならない。

(条例第七条第一項の規則で定める者)

第六条 条例第七条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて、指定管理者が適当と認めたものとする。

一 障害者

二 障害者の自立及び社会参加の支援等を目的とする団体(その目的のために利用する場合に限る。)

三 アリーナを利用する障害者の介助のためにアリーナを利用する者

四 前三号に掲げる者に準ずる者

(利用料金の納入)

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内(使用許可を受けた日から二十日以内に使用日(引き続き二日以上使用する場合)は、その最初の日。以下同じ。)

が到来する場合にあつては、当該使用日まで)に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書(別記第七号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、その後に納入することができる。

(利用料金後納の取扱い)

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確定であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い(利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。)の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書(別記第八号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還するものとする。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由によりアリーナを使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書(別記第九号様式)の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書(別記第十号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書(別記第十号様式)により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第十条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十二条 第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にアリーナの管理を行う場合について準用する。この場合において、第七条から第九条までの規定(見出しを含む。)中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中「利用料金は」とあるのは「使用料は」と、「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、第八条(見出しを含む。)中「利用料金後納の」とあるのは「使用料後納の」と、「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、第八条及び第九条第一項中「利用料金を」とあるのは「使用料を」と、第九条中「利用料金から」とあるのは「使用料から」と、「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「利用料金減免承認書」とあるのは「使用料減免承認書」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、アリーナの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第五条、第十条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

利 用 申 込 書		
		年 月 日
岐阜県知事	様	
	申込者 住所	
	氏名	
	(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名	
	担当 <sup>ふりがな</sup> 者名	電話 ( )
次のとおり施設の利用を申し込みます。		
利用の目的		
施設の名 称	フロア ( 全面 ・ 1/2 )	サウンドテーブルテニス室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
利用人員	(うち障害者 人)	
使用料の額	フロア ( 全面 ・ 1/2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
備 考		

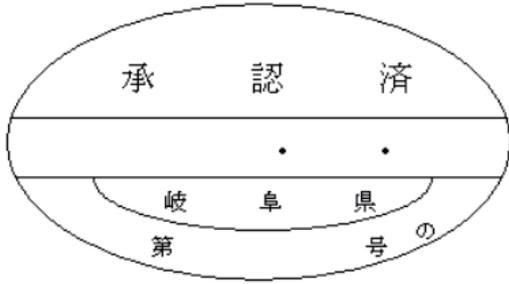
注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式 (第3条関係)

利 用 承 認 通 知 書		
		第 号 年 月 日
申込者 様 岐阜県知事		
次のとおり利用を承認するので通知します。		
利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	サウンドテーブルテニス室
利 用 年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分 から 時 分 まで	
利 用 人 員	(うち障害者 人)	
使 用 料 の 額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
利 用 上 の 注 意		
備 考		

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第3号様式 (第3条関係)



注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とする。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

利用不承認 (取消・停止) 通知書	
第 号 年 月 日	
申込者 様  岐阜県知事	
年 月 日付けで申込みのあった (承認をした) 施設の利用は、次により承認することができません (利用承認を取り消した・停止を命じます) ので、通知します。	
承認の年月日及び番号	
承認しない 取消しの理由 停止の理由	
備考 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として (訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第5号様式 (第4条関係)

利用承認変更申込書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 岐阜県知事 様 申込者 住所 氏名 (申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名 担当 <sup>り</sup> 者 <sup>が</sup> 名 電話 ( ) 年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。		
変更する事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他		

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とする。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所  
申請団体名  
代表者名

印

利用料金承認申請書

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施 設 の 名 称	
区 分	
利 用 料 金 の 額	
利 用 料 金 設 定 の 理 由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第 7 号様式 (第 7 条関係)

利用料金延納申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者 様 申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 印 担当 <sup>ふりがな</sup> 者名 電話 ( )		
次のとおり利用料金の延納を申請します。		
利用の目的		
施設の名称	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	サウンドテーブルテニス室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
利用人員	(うち障害者 人)	
利用料金の額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
申請の理由		
納入予定日	年 月 日	
備 考		

注 知事がアリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。

第 8 号様式 (第 8 条関係)

利用料金後納申請書

年 月 日

岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 印

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

ふりがな			
氏名 (団体の場合は団体名)			
ふりがな			
代表者名			
電話番号(団体・自宅)		内線	
F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
住 所 (団体・自宅)		メールアドレス	
ふりがな			
担当者名		メールアドレス	
電話番号		内線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏名		

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

注 知事がアリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。

第 9 号様式 (第 9 条関係)

利用料金返還申請書		
		年 月 日
岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者		様
申請者 住所		
氏名		
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名		印
担当者名		電話 ( )
次のとおり利用料金の返還を申請します。		
利用の目的		
施設の名称	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	サウンドテーブルテニス室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
納入済利用料金の額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
返還を受けようとする額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
申請の理由		
後日の利用料金に 充当することの有無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした利用料金に充当 2 充当しない。	
備考		

注 知事がアリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」とする。

第 1 0 号様式 ( 第 9 条関係)

利用料金減免申請 ( 承認 ) 書

年 月 日

岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者 様

申請者 住所  
氏名  
( 申請者が団体の場合 ) 団体名及び代表者名 印  
担当<sup>ふりがな</sup>者名 電話 ( )

次のとおり利用料金の減免を申請します。

利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	サウンドテーブルテニス室
利 用 年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分 から	時 分 まで
利 用 料 金 の 額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
減免を受けようとする額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
納入する利用料金の額	フロア ( 全面 ・ 1 / 2 )	円
	サウンドテーブルテニス室	円
	合 計	円
申 請 の 理 由		
備 考		

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者

注 知事がアリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「利用料金減免申請 ( 承認 ) 書」とあるのは「使用料減免申請 ( 承認 ) 書」と、「岐阜県福祉友愛アリーナ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。

告 示

岐阜県告示第三百七十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十一年岐阜県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

表明和の項を次のように改める

小 泉 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 多治見市明和町
	一丁目 四番 一号、二号及び三号 八番 四号 九番一三 五号 九番二六 六号 九番二三 七号 二丁目 二五番九九 八号 二五番八一 九号 七一番五 十号及び十一号 一丁目 二一番二 十二号 一六番一 十三号及び十四号 五番 十五号及び十六号

岐阜県告示第三百七十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十三年岐阜県告示第七百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

表神明前の項を削る。

岐阜県告示第三百七十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十九年岐阜県告示第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

表中瀬の項を次のように改める。

洞戸事務所西	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と標柱二十号を市道十三の七十三号線官民境界線に沿って結んだ線及び標柱二十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 関市洞戸市場
	字中瀬 九二九番一 一号 九一〇番一 二号 九一〇番二 三号 九〇〇番一 四号 八六八番一 五号、六号及び七号 字神明前 三三一番一 八号 三八二番一 九号、十号、十一号及び十二号 三七七番 十三号 三七八番一 十四号 三三五番 十五号 三一六番一 十六号 字江崎 二九四番五 十七号 八七四番一 十八号 字中瀬 九〇二番六 十九号 九二八番二 二十号

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年七月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店土岐店

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

主婦の店土岐口店・クスリのアオキ土岐口店

土岐市土岐津町土岐口字砂畑一七八〇番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） 主婦の店サンマート土岐口店

（変更後） 主婦の店土岐口店・クスリのアオキ土岐口店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

の氏名

（変更前） 株式会社主婦の店土岐店 代表取締役 土本 大

土岐市泉町久尻四〇番地

（変更後） 株式会社主婦の店土岐店 代表取締役 土本 英人

土岐市泉町久尻四〇番地

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町二五二二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社主婦の店土岐店 代表取締役 土本 大

土岐市泉町久尻四〇番地

（変更後） 株式会社主婦の店土岐店 代表取締役 土本 英人

土岐市泉町久尻四〇番地

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町二五二二番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年七月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店土岐店

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地  
 主婦の店土岐口店・クスリのアオキ土岐口店  
 土岐市土岐津町土岐口字砂畑一七八〇番地一 外  
 変更しようとする事項

四 店舗面積の合計

(変更前) 一、三八六平方メートル

(変更後) 二、〇四四、一七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一〇二台 ( 四七台、 二九台、 二六台 )

(変更後) 一〇二台 ( 七三台、 二九台 )

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 一四台

(変更後) 三四台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一八二平方メートル

(変更後) 二七一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 一九、二四立方メートル

(変更後) 三〇、三四立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社主婦の店土岐店 午前九時～午後九時

(変更後) 株式会社主婦の店土岐店 午前九時～午後九時

株式会社クスリのアオキ 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

午前九時～午後九時三〇分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所 ( 二箇所、 二箇所、 一箇所 )

(変更後) 五箇所 ( 三箇所、 二箇所 )

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前六時～午後九時  
 (変更後) 午前六時～午後九時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。  
 なお、その意見書は平成三十年七月十七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
クスリのアオキ広見店  
可児市広見字大田一二二八番一 外
- 二 意見の概要

可児市長の意見

- ・ 騒音の対策について
- ・ 光害について
- ・ 周辺への影響について

(届出事項 新設)

保安林の指定施業要件が変更された旨の通知の要旨等

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知について、その相手方の所在が不明なので、同法第百八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成三十年七月十七日から十四日間当該通知の内容を、郡上市役所揭示場において掲示する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な者の氏名

旭金松、伊東源助、伊東広吉、伊東庄二、伊東鉄男、伊藤憲治、伊藤源助、伊藤富次郎、井口利造、井上君子、井上初雄、井藤三五郎、羽田野奈重子、永井秋太郎、永井仲造、永井浜太郎、永田まさ子、永田順入、永田久吉、永田金治郎、永田幸男、永田浩隆、永田作四郎、永田藤助、永田利子、益田操、遠藤喜之吉、遠藤金松、奥村俊逸、岡田喜久造、加藤邁、加藤泰一郎、加藤泰男、可児はな、可児よし、粥川音松、丸山正一、岩屋聡太、岩屋直一、吉田英吉、吉田清太郎、吉田千代美、吉田由太郎、橋村崇道、橋村正志、熊田武司、郡上造林組合、原峰夫、古瀬豊次郎、古川秀樹、古川秀樹、戸田和昭、口明方生産森林組合、広瀬岩助、広木彦次郎、高垣久次郎、高垣正一、高垣正次、高橋尚己、高橋正次、高坂小平、佐藤嘉一郎、佐藤紀子、佐藤公士、佐藤彦一郎、砂田秋太郎、細川功、笹原久幸、笹原日吉、笹原美保子、三浦昌子、三浦浅吉、山下駒吉、山口一夫、山田てるこ、山田政明、山田文治、山内昭男、山内敏和、山本治夫、篠田義夫、篠田順子、芝野桂、芝野桂、芝野宗二郎、芝野米十郎、芝野弥市、若狭宮五郎、酒井佐七、小河大介、小河博、小黒かなゑ、小坂善紀、小森泰市、小瀬勇、小池六之助、小池六之助、小林音松、小林信雄、小林正一、小林富士松、小林茂樹、松井幸明、松井昌和、松久誠吉、松久誠吉、松久誠吉、松久豊太郎、松山由三郎、松本喜次郎、松本五三、松本幸子、松本勝三、松本智治、松本博武、松本与市、上杉次男、上村俊邦、上村丹右工門、上田啓、森兼五郎、森秀雄、森蔵之助、森遠、瀬川きゆう、瀬川多恵子、清水侃一、清水善四郎、清水増治、清水鶴吉、清水肇吉、清水和平、青地芳男、青木嘉一、青木佐十郎、青木美代次、石井敬文、石神竜一、川島健造、川島孝夫、川島小市、川島辰之助、曾我知枝、足立永松、村瀬安一、村瀬幸男、村瀬八重二、村瀬彦一郎、大田忠義、太田力三、大坪悦夫、大坪幸三郎、大坪勝治、大坪小市、大坪正男、大坪智福、大坪美恵子、大坪美代吉、大暮浜次郎、谷口栄吉、谷口栄太郎、谷口勘一、谷口吾市、谷口純春、谷口智賀造、谷口良一、谷口良次、谷口良治、池戸トリ、池戸一郎、池戸栄吉、池戸清美、池戸誠治、池戸石松、池戸増右衛門、池戸洋二、池戸和久、中江産業株式会社、中村幸子、中村将晃、中村裕貴子、中島吉太郎、中島小七、猪亦又三郎、長棟義之、長棟吉蔵、長棟定五郎、長尾銀松、長房繁二、佃留次郎、坪井治兵衛、坪井要三、渡辺安次郎、渡辺義貞、渡辺剛、渡辺勝利、渡辺甚左衛門、渡辺浅松、渡辺与三五郎、東山権松、東山甚一、藤村佐造、那比本社、白山神社、白滝京次郎、畑佐喜作、畑佐光明、八幡神社、尾崎町内会、武藤ちよ、武藤義則、武藤菊五郎、武藤久二、武藤康正、武藤秋次郎、

武藤政吉、武藤政秋、武藤晴彦、武藤伝太郎、武藤八重子、武藤八重子、武藤彦松、武藤福太郎、本田伊七、本田喜代松、末松実良、名畑一彦、野田保夫、立石清治、和田栄、和田完一、和田喜兵衛、和田好夫、和田幸之助、和田高勇、和田正三、和田浅造、和田茂夫、松葉君造、池戸善夫、大坪清五郎、嘉住金之助、可児弘行、河合源助、佐久間正義、清水正宏、信田仙太郎、谷口猛、中島和市、西川光久、畑佐巖、東山一男、東山すゑの、松田勇、丸山徳造、武藤真一、武藤正男、武藤政秋、村瀬磯七、屋敷裕三、渡辺定五郎

二 通知の要旨

平成三十年農林水産省告示第二百七十三号により、保安林の指定施業要件が変更されたこと。

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び郡上市役所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月九日から

四 作業地域

不破郡垂井町

平成三十年七月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社